

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z2100001	財務省、IT担当室	・税務証憑の電子データによる保存の承認	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条	国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、税務署長等の承認を受けたときは、所定の要件にしたがつて、その電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができる。	a		規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）において 「法令により民間に保存が義務付けられている財務関係書類、税務関係書類等の文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、近年の情報技術の進展等を踏まえ、文書・帳票の内容、性格に応じた真実性・可視性等を確保しつつ、原則としてこれらの文書・帳票の電子保存が可能となるようにすることを、統一的な法律（通称「e-文書法」）の制定等により行うこととする。【早期に法案提出（平成16年度）】」とされている。		法案の提出時期を具体的に示されたい。	a		平成17年4月の施行を目指し、平成16年度のできるだけ早期に国会提出予定

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2100001	財務省、IT担当	・税務証憑の電子データによる保存の承認	5041	50410002	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	2	・税務証憑の電子データによる保存の承認	・税務証憑の電子データによる保存を可とし、原紙証憑の保存の規制を緩和する。		<ul style="list-style-type: none"> ・電子帳簿保存法により、電子データにより加工処理された帳簿等の電子保存は認められている。しかし、領収書等電子データでない税務証憑の電子データ保存は認められていない。 ・スキャナー取り込みにより電子化としての保存（原紙証憑の保存義務緩和）を推進してほしい。 ・原紙証憑の保管コストが多額となり、電子保存によりコスト削減が図られる。 	